

平成25年9月版「労災レセプト電算処理システム 電子レセプトの作成手引 -医科用-」の一部訂正

2014年3月10日

No	変更箇所	変更後	変更前	変更理由
1	表紙	平成26年3月	平成25年9月	—
2	目次	ページ番号を修正しました。	—	—
3	はじめに 6 表	101800890:救急医療管理加算(入院外)	101110030:救急医療管理加算(入院外)	マスタの設定値に合せ修正しました。
4	はじめに 6 表	「告示等識別区分(1)」の項目の記述に告示等識別区分の内容を追加しました。	—	—
5	はじめに 6 表	「点数識別」と「新又は現点数」の列を追加しました。	—	—
6	第1章 2 (2)	(2) 予備1	(2) 予備	誤字を修正しました。
7	第1章 2 (6)	(6) 予備2	(6) 予備	誤字を修正しました。
8	第2章 2 (5)	(5) 労働者の氏名	(5) 氏名	誤字を修正しました。
9	第5章 2 (3) ア例】	「告示等識別区分(1)」の項目の記述に告示等識別区分の内容を追加しました。	—	—
10	第5章 2 (3) ア例】	「点数識別」と「新又は現点数」の列を追加しました。	—	—
11	第5章 2 (3) イ例】	「告示等識別区分(1)」の項目の記述に告示等識別区分の内容を追加しました。	—	—
12	第5章 2 (3) イ例】	「点数識別」と「新又は現点数」の列を追加しました。	—	—
13	第5章 2 (3) ウ例】 表	「告示等識別区分(1)」の項目の記述に告示等識別区分の内容を追加しました。	—	—
14	第5章 2 (3) ウ例】 表	「点数識別」と「新又は現点数」の列を追加しました。	—	—
15	第5章 2 (6) ア例】	「告示等識別区分(1)」の項目の記述に告示等識別区分の内容を追加しました。	—	—
16	第5章 2 (6) ア例】	「点数識別」と「新又は現点数」の列を追加しました。	—	—
17	第5章 2 (6) ア例】 表の吹き出し	点数, 金額は, 点数(金額)・回数単位の最後に記録します。	点数, 金額は, 点数・回数単位の最後に記録します。	「点数(金額)・回数」に文言を統一しました。
18	第5章 2 (6) イ例1】 表	「告示等識別区分(1)」の項目の記述に告示等識別区分の内容を追加しました。	—	—
19	第5章 2 (6) イ例1】 表	「点数識別」と「新又は現点数」の列を追加しました。	—	—

No	変更箇所	変更後	変更前	変更理由
20	第5章 2(6)イ例2]表	「告示等識別区分(1)」の項目の記述に告示等識別区分の内容を追加しました。	-	-
21	第5章 2(6)イ例2]表	「点数識別」と「新又は現点数」の列を追加しました。	-	-
22	第5章 2(6)イ例2]表の吹き出し	左記の順に記録しますが、手の指の創傷処理(筋肉に達しないもの)については、四肢加算の乗算対象としません。	左記の順に記録しますが、手指の創傷処理(筋肉に達しないもの)については、労災乗数の乗算対象としません。	文言を統一しました。
23	第5章 2(6)イ例2]表の吹き出し	計算例として「計算式」の記述を追加しました。	-	-
24	第5章 2(6)イ例2]表の吹き出し	左記の順に記録しますが、手の指の創傷処理(筋肉に達しないもの)については、四肢加算の乗算対象としません。	左記の順に記録しますが、手指の創傷処理(筋肉に達しないもの)については、労災乗数の乗算対象としません。	「労災乗数の乗算対象」を「四肢加算の対象」に修正しました。
25	第5章 2(6)ウ	注加算コードが設定されている注加算は、同じ注加算コードを持つ基本項目(注加算通番「0」と同じ点数(金額)・回数内に記録します。	注加算コードが設定されている注加算は、同じ注加算コードを持つ基本項目(注加算通番「0」と同じ点数・回数内に記録します。	「点数(金額)・回数」に文言を統一しました。
26	第5章 2(6)ウ例1]表	「告示等識別区分(1)」の項目の記述に告示等識別区分の内容を追加しました。	-	-
27	第5章 2(6)ウ例1]表	「点数識別」と「新又は現点数」の列を追加しました。	-	-
28	第5章 2(6)ウ例1]表の吹き出し	点数、金額は、点数(金額)・回数単位の最後に記録します。	点数、金額は、点数回数単位の最後に記録します。	「点数(金額)・回数」に文言を統一しました。
29	第5章 2(6)ウ例1]表の吹き出し	点数、金額は、点数(金額)・回数単位の最後に表示します。	点数、金額は、点数回数単位の最後に表示します。	「点数(金額)・回数」に文言を統一しました。
30	第5章 2(6)ウ例2]表	「告示等識別区分(1)」の項目の記述に告示等識別区分の内容を追加しました。	-	-
31	第5章 2(6)ウ例2]表	「点数識別」と「新又は現点数」の列を追加しました。	-	-
32	第5章 2(6)ウ例2]表の吹き出し	点数、金額は、点数(金額)・回数単位の最後に記録します。	点数、金額は、点数回数単位の最後に記録します。	「点数(金額)・回数」に文言を統一しました。
33	第5章 2(6)ウ例2]表の吹き出し	点数、金額は、点数(金額)・回数単位の最後に表示します。	点数、金額は、点数回数単位の最後に表示します。	「点数(金額)・回数」に文言を統一しました。
34	第5章 2(6)ウ例2]表の吹き出し	注加算コードが設定されている注加算は、同じ注加算コードを持つ基本項目(注加算通番「0」と同じ点数(金額)・回数内に記録します。	注加算コードが設定されている注加算は、同じ注加算コードを持つ基本項目(注加算通番「0」と同じ点数・回数内に記録します。	「点数(金額)・回数」に文言を統一しました。
35	第5章 2(6)エ例]	「告示等識別区分(1)」の項目の記述に告示等識別区分の内容を追加しました。	-	-
36	第5章 2(6)エ例]	「点数識別」と「新又は現点数」の列を追加しました。	-	-

No	変更箇所	変更後	変更前	変更理由
37	第5章 2(6)オ例】表	「告示等識別区分(1)」の項目の記述に告示等識別区分の内容を追加しました。	-	-
38	第5章 2(6)オ例】表	「点数識別」と「新又は現点数」の列を追加しました。	-	-
39	第5章 2(6)オ例】表外	-	健保の外来管理加算	不要な記述を削除しました。
40	第5章 2(6)ケ例】	右手部 創傷処置60cm ² 初診時ブラッシング	-	不足していると考えられる記述を追加しました。
41	第5章 2(6)ケ例】表	「告示等識別区分(1)」の項目の記述に告示等識別区分の内容を追加しました。	-	-
42	第5章 2(6)ケ例】表	「点数識別」と「新又は現点数」の列を追加しました。	-	-
43	第5章 2(6)ケ例】表の吹き出し	計算例として「計算式」の記述を追加しました。	-	-
44	第5章 2(6)ケ例】表の吹き出し	手および手指に対する創傷処置は健保点数の2倍を算定します。	手および手指に対する加算は2倍を算定します。	文言を修正しました。
45	第5章 2(7)イ	同一点数(金額)・回数算定単位内の回数は、点数(金額)を記録する労災医科診療行為レコードの回数と同一の回数を記録します。	同一点数・回数算定単位内の回数は、点数を記録する労災医科診療行為レコードの回数と同一の回数を記録します。	「点数(金額)・回数」に文言を統一しました。 「点数」を「点数(金額)」に修正しました。
46	第7章 2(8)ア	ア 特定器材単位コード(別表17)を記録します。	ア 特定器材単位コード(別表18)を記録する。	別表の参照先を修正しました。 「記録します。」に文言を統一しました。
47	第7章 2(17)イ	イ コメントコードと対になる文字データの記録方法については、「第8章 コメントレコードの記録方法」を参照ください。	イ コメントコードと対になる文字データの記録方法については、「第9章 コメントレコードの記録方法」を参照ください。	参照している章番号を修正しました。
48	第8章 2(2)	詳細については、「第9章 摘要情報共通の記録方法」を参照ください。	詳細については、「第10章 摘要情報共通の記録方法」を参照ください。	参照している章番号を修正しました。
49	第8章 2(5)ウ	ウ 記録する文字データが76バイトに満たない場合は、後続する“スペース”を省略しても差しつかえありません。	ウ 記録する文字データが76バイトに満たない場合は、後続する“スペース”を省略しても差しつかえありません。	誤字を修正しました。
50	第9章 1(2)ア例】	「告示等識別区分(1)」の項目の記述に告示等識別区分の内容を追加しました。	-	-
51	第9章 1(2)ア例】	「点数識別」と「新又は現点数」の列を追加しました。	-	-
52	第9章 1(2)イ	コメントコードは、点数(金額)・回数単位の直前又は直後に記録可能です。	コメントコードは、点数・回数単位の直前又は直後に記録可能です。	「点数(金額)・回数」に文言を統一しました。

No	変更箇所	変更後	変更前	変更理由
53	第9章 1(2)イ例】	「告示等識別区分(1)」の項目の記述に告示等識別区分の内容を追加しました。	-	-
54	第9章 1(2)イ例】	「点数識別」と「新又は現点数」の列を追加しました。	-	-
55	第9章 1(2)イ例】 表の吹き出し	点数(金額)・回数まで記録した後、コメントを記録します。	点数・回数まで記録した後、コメントを記録します。	「点数(金額)・回数」に文言を統一しました。
56	第9章 1(2)ウ例1】 表	「告示等識別区分(1)」の項目の記述に告示等識別区分の内容を追加しました。	-	-
57	第9章 1(2)ウ例1】 表	「点数識別」と「新又は現点数」の列を追加しました。	-	-
58	第9章 1(2)ウ例1】表の吹き出し	計算例として「計算式」の記述を追加しました。	-	-
59	第9章 1(2)ウ例1】表の吹き出し	四肢に対しドレーン法を実施した場合、健保点数の1.5倍を算定します。	四肢に対する加算は1.5倍を算定します。	文言を修正しました。
60	第9章 1(2)ウ例2】 表	「告示等識別区分(1)」の項目の記述に告示等識別区分の内容を追加しました。	-	-
61	第9章 1(2)ウ例2】 表	「点数識別」と「新又は現点数」の列を追加しました。	-	-
62	第9章 1(2)ウ例3】	例3】として、コメントレコードにフリーコメントを記録した例を追加しました。	-	-
63	第9章 1(3)ア	ただし、点数(金額)・回数算定単位内の回数の記録については、点数・金額を記録するレコードの回数と同一の回数を記録します。	ただし、点数・金額・回数算定単位内の回数の記録については、点数・金額を記録するレコードの回数と同一の回数を記録します。	「点数(金額)・回数」に文言を統一しました。
64	第9章 1(3)イ	ただし、点数(金額)・回数算定単位内の算定日情報の記録については、点数・金額を記録するレコードと「同一日」に「同一回数」を記録します。	ただし、点数・金額・回数算定単位内の算定日情報の記録については、点数・金額を記録するレコードと「同一日」に「同一回数」を記録します。	「点数(金額)・回数」に文言を統一しました。
65	第9章 1(3)ウ	点数(金額)・回数算定単位内の「回数」と「算定日情報(1日の情報から31日の情報)」の合計値が一致するように記録します。	点数・金額・回数算定単位内の「回数」と「算定日情報(1日の情報から31日の情報)」の合計値が一致するように記録します。	「点数(金額)・回数」に文言を統一しました。
66	第9章 2(1)	ただし、点数を算定しない場合は、点数の記録を省略します。	ただし、点数項目を算定しない場合は、点数の記録は省略します。	文言を修正しました。
67	第9章 2(1)例1】 表	「告示等識別区分(1)」の項目の記述に告示等識別区分の内容を追加しました。	-	-
68	第9章 2(1)例1】 表	「点数識別」と「新又は現点数」の列を追加しました。	-	-
69	第9章 2(1)例2】 表	「告示等識別区分(1)」の項目の記述に告示等識別区分の内容を追加しました。	-	-
70	第9章 2(1)例2】 表	「点数識別」と「新又は現点数」の列を追加しました。	-	-

No	変更箇所	変更後	変更前	変更理由
71	第9章 2(1)例3]表	「告示等識別区分(1)」の項目の記述に告示等識別区分の内容を追加しました。	-	-
72	第9章 2(1)例3]表	「点数識別」と「新又は現点数」の列を追加しました。	-	-
73	第9章 2(1)例3]表の吹き出し	点数,金額は,点数(金額)・回数単位の最後に記録します。	点数,金額は,点数回数単位の最後に記録します。	「点数(金額)・回数」に文言を統一しました。
74	第9章 2(1)例4]表	「告示等識別区分(1)」の項目の記述に告示等識別区分の内容を追加しました。	-	-
75	第9章 2(1)例4]表	「点数識別」と「新又は現点数」の列を追加しました。	-	-
76	第9章 2(2)	ただし,点数を算定しない場合は,点数の記録を省略し,金額を算定しない場合は,金額の記録を省略します。	ただし,点数項目,金額項目のいずれか一方を算定しない場合は,算定する項目に対応した点数又は金額のみを記録します。	文言を修正しました。
77	第9章 2(2)例1]	診療所において,6月2日,再診(外来)にて創傷処置60cmを実施。	診療所において,6月2日,再診(外来)にて創傷処置60cmを実施。)	不要な括弧を削除しました。
78	第9章 2(2)例1]表	「告示等識別区分(1)」の項目の記述に告示等識別区分の内容を追加しました。	-	-
79	第9章 2(2)例1]表	「点数識別」と「新又は現点数」の列を追加しました。	-	-
80	第9章 2(2)例2]表	「告示等識別区分(1)」の項目の記述に告示等識別区分の内容を追加しました。	-	-
81	第9章 2(2)例2]表	「点数識別」と「新又は現点数」の列を追加しました。	-	-
82	第9章 2(2)例3]表	「告示等識別区分(1)」の項目の記述に告示等識別区分の内容を追加しました。	-	-
83	第9章 2(2)例3]表	「点数識別」と「新又は現点数」の列を追加しました。	-	-
84	第9章 2(2)例3]表の吹き出し	点数,金額は,点数(金額)・回数単位の最後に記録します。	点数,金額は,点数回数単位の最後に記録します。	「点数(金額)・回数」に文言を統一しました。
85	第9章 2(2)例4]表	「告示等識別区分(1)」の項目の記述に告示等識別区分の内容を追加しました。	-	-
86	第9章 2(2)例4]表	「点数識別」と「新又は現点数」の列を追加しました。	-	-
87	第9章 2(2)例4]表の吹き出し	点数,金額は,点数(金額)・回数単位の最後に記録します。	点数,金額は,点数回数単位の最後に記録します。	「点数(金額)・回数」に文言を統一しました。
88	第9章 2(2)例4]表の吹き出し	点数,金額は,点数(金額)・回数単位の最後に表示します。	点数,金額は,点数回数単位の最後に表示します。	「点数(金額)・回数」に文言を統一しました。
89	第9章 2(2)例5]表	「告示等識別区分(1)」の項目の記述に告示等識別区分の内容を追加しました。	-	-
90	第9章 2(2)例5]表	「点数識別」と「新又は現点数」の列を追加しました。	-	-
91	第9章 2(2)例6]表	「告示等識別区分(1)」の項目の記述に告示等識別区分の内容を追加しました。	-	-

No	変更箇所	変更後	変更前	変更理由
92	第9章 2(2)例6]表	「点数識別」と「新又は現点数」の列を追加しました。	-	-
93	第9章 2(2)例7]表	「告示等識別区分(1)」の項目の記述に告示等識別区分の内容を追加しました。	-	-
94	第9章 2(2)例7]表	「点数識別」と「新又は現点数」の列を追加しました。	-	-
95	第9章 2(2)例8]表	「告示等識別区分(1)」の項目の記述に告示等識別区分の内容を追加しました。	-	-
96	第9章 2(2)例8]表	「点数識別」と「新又は現点数」の列を追加しました。	-	-
97	第9章 2(2)例8]表 「スリットM(前眼部)後生体染色使用再検査」の「告示等識別区分(1)」	5:準用項目(通知)	1	マスタの設定値に合せ修正しました。
98	第9章 2(3)	ただし、点数を算定しない場合は、点数の記録を省略し、金額を算定しない場合は、金額の記録を省略します。	ただし、点数項目、金額項目のいずれか一方を算定しない場合は、算定する項目に対応した点数又は金額のみを記録します。	文言を修正しました。
99	第9章 2(3)例]表	「告示等識別区分(1)」の項目の記述に告示等識別区分の内容を追加しました。	-	-
100	第9章 2(3)例]表	「点数識別」と「新又は現点数」の列を追加しました。	-	-
101	第9章 2(4)例1]表	「告示等識別区分(1)」の項目の記述に告示等識別区分の内容を追加しました。	-	-
102	第9章 2(4)例1]表	「点数識別」と「新又は現点数」の列を追加しました。	-	-
103	第9章 2(4)例1]表の吹き出し	計算例として「計算式」の記述を追加しました。	-	-
104	第9章 2(4)例1]表の吹き出し	四肢に対しドレーン法を実施した場合、健保点数の1.5倍を算定します。	四肢に対する加算は1.5倍を算定します。	文言を修正しました。
105	第9章 2(4)例2]表	「告示等識別区分(1)」の項目の記述に告示等識別区分の内容を追加しました。	-	-
106	第9章 2(4)例2]表	「点数識別」と「新又は現点数」の列を追加しました。	-	-
107	第9章 2(4)例2]表の吹き出し	四肢加算の倍率が異なる部位に対し、同時に創傷処置を実施した場合には、予め四肢加算による点数を考慮した労災診療行為コードを使用します。 ただし、時間外加算等を算定しない場合は、四肢加算の倍率が異なる基本項目単元に記録することも可能です。	創傷処置等で、四肢加算の倍率が異なる部位に対し2箇所以上同時に処置を行う場合には、労災合成項目を使用する。	-
108	第9章 2(4)例3]表	「告示等識別区分(1)」の項目の記述に告示等識別区分の内容を追加しました。	-	-
109	第9章 2(4)例3]表	「点数識別」と「新又は現点数」の列を追加しました。	-	-

No	変更箇所	変更後	変更前	変更理由
110	第9章 2(4)例3] 表の吹き出し	四肢加算の倍率が異なる部位に対し、同時に熱傷処置を実施した場合には、予め四肢加算による点数を考慮した労災診療行為コードを使用します。 ただし、時間外加算等を算定しない場合は、四肢加算の倍率が異なる基本項目単位に記録することも可能です。	熱傷処置等で、四肢加算の倍率が異なる部位に対し2箇所以上同時に処置を行う場合には、労災 合成項目を使用する。	—
111	第9章 2(4)例4] 表	「告示等識別区分(1)」の項目の記述に告示等識別区分の内容を追加しました。	—	—
112	第9章 2(4)例4] 表	「点数識別」と「新又は現点数」の列を追加しました。	—	—
113	第9章 2(4)例5] 表	「告示等識別区分(1)」の項目の記述に告示等識別区分の内容を追加しました。	—	—
114	第9章 2(4)例5] 表	「点数識別」と「新又は現点数」の列を追加しました。	—	—
115	第9章 2(4)例6] 表	「告示等識別区分(1)」の項目の記述に告示等識別区分の内容を追加しました。	—	—
116	第9章 2(4)例6] 表	「点数識別」と「新又は現点数」の列を追加しました。	—	—
117	第9章 2(4)例6] 表	101400020「労災(1.5倍)(処置)」の行を削除しました。	—	CSVの記録では使用しないため削除しました。
118	第9章 2(4)例6] 表の吹き出し	四肢加算の倍率が異なる部位に対し、同時に消炎鎮痛等処置(湿布処置)を実施した場合には、予め四肢加算による点数を考慮した労災診療行為コードを使用します。 ただし、時間外加算等を算定しない場合は、四肢加算の倍率が異なる基本項目単位に記録することも可能です。	消炎鎮痛等処置(湿布処置)等で、四肢加算の倍率が異なる部位に対し2箇所以上同時に処置を行う場合には、労災診療行為コードの合成項目を使用する。	—
119	第9章 2(4)例7] 表	「告示等識別区分(1)」の項目の記述に告示等識別区分の内容を追加しました。	—	—
120	第9章 2(4)例7] 表	「点数識別」と「新又は現点数」の列を追加しました。	—	—
121	第9章 2(4)例7] ●CSVの記録の先頭レコード	RI,40,140002210,,,1,,,,,,,,,1,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	RI,40,140002210,,,1,890000001,20561048, ,,,,1,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	不要なコメントコード、文字データを削除しました。
122	第9章 2(4)例7] ●CSVの記録の3レコード	CO,,,890000001,20561048	CO,,,840800001,205610482059	コメントコード、文字データの誤りを修正しました。
123	第9章 2(4)例7] ●CSVの記録の4レコード	CO,,,890000001,205610562059	CO,,,840800002,205610562059	コメントコードの誤りを修正しました。
124	第9章 2(4)例8] 表	「告示等識別区分(1)」の項目の記述に告示等識別区分の内容を追加しました。	—	—
125	第9章 2(4)例8] 表	「点数識別」と「新又は現点数」の列を追加しました。	—	—
126	第9章 2(4)例9] 表	「告示等識別区分(1)」の項目の記述に告示等識別区分の内容を追加しました。	—	—
127	第9章 2(4)例9] 表	「点数識別」と「新又は現点数」の列を追加しました。	—	—

No	変更箇所	変更後	変更前	変更理由
128	第9章 2(4) 例10】	「告示等識別区分(1)」の項目の記述に告示等識別区分の内容を追加しました。	-	-
129	第9章 2(4) 例10】	「点数識別」と「新又は現点数」の列を追加しました。	-	-
130	第9章 2(4) 例11】	「告示等識別区分(1)」の項目の記述に告示等識別区分の内容を追加しました。	-	-
131	第9章 2(4) 例11】	「点数識別」と「新又は現点数」の列を追加しました。	-	-
132	第9章 2(4) 例12】	「告示等識別区分(1)」の項目の記述に告示等識別区分の内容を追加しました。	-	-
133	第9章 2(4) 例12】	「点数識別」と「新又は現点数」の列を追加しました。	-	-
134	第9章 2(4) 例13】	「告示等識別区分(1)」の項目の記述に告示等識別区分の内容を追加しました。	-	-
135	第9章 2(4) 例13】	「点数識別」と「新又は現点数」の列を追加しました。	-	-
136	第9章 2(5) 例1】表	「告示等識別区分(1)」の項目の記述に告示等識別区分の内容を追加しました。	-	-
137	第9章 2(5) 例1】表	「点数識別」と「新又は現点数」の列を追加しました。	-	-
138	第9章 2(5) 例1】表の吹き出し	計算例として「計算式」の記述を追加しました。	-	-
139	第9章 2(5) 例1】表の吹き出し	左記の順に記録しますが、手の指の創傷処理(筋肉に達しないもの)については、四肢加算の対象としません。	左記の順に記録しますが、手の指の創傷処理(筋肉に達しないもの)については、労災乗数の乗算対象としません。	「労災乗数の乗算対象」を「四肢加算の対象」に修正しました。
140	第9章 2(5) 例2】表	「告示等識別区分(1)」の項目の記述に告示等識別区分の内容を追加しました。	-	-
141	第9章 2(5) 例2】表	「点数識別」と「新又は現点数」の列を追加しました。	-	-
142	第9章 2(5) 例2】省略漢字名称	創傷処理(筋肉、臓器に達する)(長径5cm以上10cm未満)	創傷処理(筋肉、臓器に達する)(長径5cm以上10cm未満)	マスタの設定値に合せ修正しました。
143	第9章 2(5) 例3】表	「告示等識別区分(1)」の項目の記述に告示等識別区分の内容を追加しました。	-	-
144	第9章 2(5) 例3】表	「点数識別」と「新又は現点数」の列を追加しました。	-	-
145	第9章 2(5) 例3】省略漢字名称	創傷処理(筋肉、臓器に達しない)(長径5cm未満)	創傷処理(筋肉、臓器に達しない)(長径5cm未満)	マスタの設定値に合せ修正しました。
146	第9章 2(5) 例4】表	「告示等識別区分(1)」の項目の記述に告示等識別区分の内容を追加しました。	-	-
147	第9章 2(5) 例4】表	「点数識別」と「新又は現点数」の列を追加しました。	-	-
148	第9章 2(5) 例5】省略漢字名称	創傷処理(筋肉、臓器に達しない)(長径5cm未満)	創傷処理(筋肉、臓器に達しない)(長径5cm未満)□	マスタの設定値に合せ修正しました。
149	第9章 2(5) 例5】表	「告示等識別区分(1)」の項目の記述に告示等識別区分の内容を追加しました。	-	-

No	変更箇所	変更後	変更前	変更理由
150	第9章 2(5)例5]表	「点数識別」と「新又は現点数」の列を追加しました。	-	-
151	第9章 2(5)例5]表の吹き出し	計算例として「計算式」の記述を追加しました。	-	-
152	第9章 2(5)例6]表	「告示等識別区分(1)」の項目の記述に告示等識別区分の内容を追加しました。	-	-
153	第9章 2(5)例6]表	「点数識別」と「新又は現点数」の列を追加しました。	-	-
154	第9章 2(5)例6]表の吹き出し	計算例として「計算式」の記述を追加しました。	-	-
155	第9章 2(5)例7]表の上部	なお、マスク又は気管内挿管による閉鎖循環式全身麻酔5(口)(1時間30分)を伴う。	なお、マスク又は気管内挿管による閉鎖循環式全身麻酔5(口)(1時間30分)を伴う。 マスク又は気管内挿管による閉鎖循環式全身麻酔5(口)(1時間30分)を伴う。	不要な記述を削除しました。
156	第9章 2(5)例7]表	「告示等識別区分(1)」の項目の記述に告示等識別区分の内容を追加しました。	-	-
157	第9章 2(5)例7]表	「点数識別」と「新又は現点数」の列を追加しました。	-	-
158	第9章 2(5)例7]表の吹き出し	計算例として「計算式」の記述を追加しました。	-	-
159	第9章 2(5)例7]表「骨折観血的手術(肩甲骨)」の注加算コード」	5059	0	マスタの設定値に合せ修正しました。
160	第9章 2(5)例7]表「閉鎖循環式全身麻酔5」の注加算コード」	5059	0	マスタの設定値に合せ修正しました。
161	第9章 2(5)例7]表の吹き出し	左記の順に記録しますが、院内感染防止措置加算(手術)については、四肢加算の対象としません。	左記の順に記録しますが、院内感染防止措置加算(手術)については、労災乗数の乗算対象としません。	「労災乗数の乗算対象」を「四肢加算の対象」に修正しました。
162	第9章 2(5)例8]表	「告示等識別区分(1)」の項目の記述に告示等識別区分の内容を追加しました。	-	-
163	第9章 2(5)例8]表	「点数識別」と「新又は現点数」の列を追加しました。	-	-
164	第9章 2(5)例9]表	「告示等識別区分(1)」の項目の記述に告示等識別区分の内容を追加しました。	-	-
165	第9章 2(5)例9]表	「点数識別」と「新又は現点数」の列を追加しました。	-	-
166	第9章 2(6)例]表	「告示等識別区分(1)」の項目の記述に告示等識別区分の内容を追加しました。	-	-
167	第9章 2(6)例]表	「点数識別」と「新又は現点数」の列を追加しました。	-	-
168	第9章 2(6)例]省略漢字名称	握力、維持握力を併せ行う検査	握力、維持握力を併せ行う検査	マスタの設定値に合せ修正しました。

No	変更箇所	変更後	変更前	変更理由
169	第9章 2(6)例】 省略漢字名称	常温下による爪圧迫検査	常温下での爪圧迫検査	マスタの設定値に合せ修正しました。
170	第9章 2(7)例1】 表	「告示等識別区分(1)」の項目の記述に告示等識別区分の内容を追加しました。	-	-
171	第9章 2(7)例1】 表	「点数識別」と「新又は現点数」の列を追加しました。	-	-
172	第9章 2(7)例1】 表の吹き出し	「運動器リハビリテーション料(1)」は、点数が180点ですが、1単位ごとのきざみ点数が180点であるため、2単位の場合、360点となります。 早期リハビリテーション加算は、点数が30点ですが、1単位ごとのきざみ点数が30点であるため、2単位の場合、60点となります。 」の記述を追加しました。 また、計算例として「計算式」の記述を追加しました。	-	-
173	第9章 2(7)例2】 表	「告示等識別区分(1)」の項目の記述に告示等識別区分の内容を追加しました。	-	-
174	第9章 2(7)例2】 表	「点数識別」と「新又は現点数」の列を追加しました。	-	-
175	第9章 2(7)例2】 表の吹き出し	計算例として「計算式」の記述を追加しました。	-	-
176	第9章 2(7)例2】 表の吹き出し	左記の順に記録しますが、労災リハ(1.2倍)については、四肢加算の対象としません。	左記の順に記録しますが、労災リハ(1.2倍)は労災乗数の乗算対象としません。	「労災乗数の乗算対象」を「四肢加算の対象」に修正しました。
177	第9章 2(7)例3】 表	「告示等識別区分(1)」の項目の記述に告示等識別区分の内容を追加しました。	-	-
178	第9章 2(7)例3】 表	「点数識別」と「新又は現点数」の列を追加しました。	-	-
179	第9章 2(7)例3】 省略漢字名称	職業復帰訪問指導料(精神疾患)	職場復帰訪問指導料(精神疾患)	マスタの設定値に合せ修正しました。
180	第9章 2(7)例4】 表	「告示等識別区分(1)」の項目の記述に告示等識別区分の内容を追加しました。	-	-
181	第9章 2(7)例4】 表	「点数識別」と「新又は現点数」の列を追加しました。	-	-
182	第9章 2(7)例4】 省略漢字名称	職業復帰訪問指導料(その他の疾患)	職場復帰訪問指導料(その他の疾患)	マスタの設定値に合せ修正しました。
183	第9章 2(7)例5】 表	「告示等識別区分(1)」の項目の記述に告示等識別区分の内容を追加しました。	-	-
184	第9章 2(7)例5】 表	「点数識別」と「新又は現点数」の列を追加しました。	-	-
185	第9章 2(7)例5】 表の吹き出し	「特別労災付添看護料に47%加算した金額」の記述を追加。 また、計算例として「計算式」の記述を追加しました。	-	-
186	第9章 2(7)例6】 表	「告示等識別区分(1)」の項目の記述に告示等識別区分の内容を追加しました。	-	-

No	変更箇所	変更後	変更前	変更理由
187	第9章 2(7)例6]表	「点数識別」と「新又は現点数」の列を追加しました。	-	-
188	第9章 2(7)例6]表の吹き出し	「特別労災付添看護料に10%加算した金額」の記述を追加。また、計算例として「計算式」の記述を追加しました。	-	-
189	第9章 2(7)例7]表	「告示等識別区分(1)」の項目の記述に告示等識別区分の内容を追加しました。	-	-
190	第9章 2(7)例7]表	「点数識別」と「新又は現点数」の列を追加しました。	-	-
191	第9章 2(7)例7]表の吹き出し	「特別労災付添看護料に57%加算した金額」の記述を追加。また、計算例として「計算式」の記述を追加しました。	-	-
192	第9章 2(8)例1]表	「101900010:労災(2週間以内)(1.3倍)」の告示等識別区分 A	「101900010:労災(2週間以内)(1.3倍)」の告示等識別区分 7	マスタの設定値に合せ修正しました。
193	第9章 2(8)例1]表	「告示等識別区分(1)」の項目の記述に告示等識別区分の内容を追加しました。	-	-
194	第9章 2(8)例1]表	「点数識別」と「新又は現点数」の列を追加しました。	-	-
195	第9章 2(8)例1]表の吹き出し	計算例として「計算式」の記述を追加しました。	-	-
196	第9章 2(8)例1]表の吹き出し	左記の順に記録しますが、特定機能病院精神病棟入院期間加算(14日以内)については、入院の日から起算して2週間以内の期間は健保点数の1.3倍の対象としません。	左記の順に記録しますが、特定機能病院精神病棟入院期間加算(14日以内)は労災乗数の乗算対象としません。	「労災乗数の乗算対象」を「入院の日から起算して2週間以内の期間は健保点数の1.3倍の対象」に修正しました。
197	第9章 2(8)例2]表	「101900010:労災(2週間以内)(1.3倍)」の告示等識別区分 A	「101900010:労災(2週間以内)(1.3倍)」の告示等識別区分 7	マスタの設定値に合せ修正しました。
198	第9章 2(8)例2]表	「101900020:労災(2週間超)(1.01倍)」の告示等識別区分 A	「101900020:労災(2週間超)(1.01倍)」の告示等識別区分 7	マスタの設定値に合せ修正しました。
199	第9章 2(8)例2]表	「告示等識別区分(1)」の項目の記述に告示等識別区分の内容を追加しました。	-	-
200	第9章 2(8)例2]表	「点数識別」と「新又は現点数」の列を追加しました。	-	-
201	第9章 2(8)例2]表の吹き出し	計算例として「計算式」の記述を追加しました。	-	-
202	第9章 2(8)例3]表	「告示等識別区分(1)」の項目の記述に告示等識別区分の内容を追加しました。	-	-
203	第9章 2(8)例3]表	「点数識別」と「新又は現点数」の列を追加しました。	-	-
204	第9章 2(8)例4]表	「101900010:労災(2週間以内)(1.3倍)」の告示等識別区分 A	「101900010:労災(2週間以内)(1.3倍)」の告示等識別区分 7	マスタの設定値に合せ修正しました。
205	第9章 2(8)例4]表	「告示等識別区分(1)」の項目の記述に告示等識別区分の内容を追加しました。	-	-
206	第9章 2(8)例4]表	「点数識別」と「新又は現点数」の列を追加しました。	-	-

No	変更箇所	変更後	変更前	変更理由
207	第9章 2(8)例4] 表の吹き出し	計算例として「計算式」の記述を追加しました。	-	-
208	第9章 2(8)例5] 表	「101900010:労災(2週間以内)(1.3倍)」の告示等識別区分 A	「101900010:労災(2週間以内)(1.3倍)」の告示等識別区分 7	マスタの設定値に合せ修正しました。
209	第9章 2(8)例5] 表	「告示等識別区分(1)」の項目の記述に告示等識別区分の内容を追加しました。	-	-
210	第9章 2(8)例5] 表	「点数識別」と「新又は現点数」の列を追加しました。	-	-
211	第9章 2(8)例5] 表の吹き出し	計算例として「計算式」の記述を追加しました。	-	-
212	第9章 2(8)例6]	「一般病棟(7対1)に入院している患者が外泊を行った場合」の例を追加しました。	-	-
213	第9章 2(8)例7]	「一般病棟(7対1)に入院している患者が私傷病で他の医療機関に通院した場合」の例を追加しました。	-	-
214	第9章 2(9)例]	例1]6月5日の昼・夕、6月6日から6月8日までの朝・昼・夕、6月9日の朝に食事を提供。	例]6月5日の昼・夕、6月6日から6月8日までの朝・昼・夕、6月9日の朝に食事を提供。	例2を追記したため、例1に修正しました。
215	第9章 2(9)例1] 表の吹き出し	食事の記録については、金額として記録します。 入院時食事療養(1)は、金額が770円(640円に労災(1.2倍)(食事療養)を掛け10円未満を四捨五入)、1食ごとのきざみ点数が770円であるため、2食の場合、1540円となります。 特別食加算(食事療養)は、金額は90円(76円に労災(1.2倍)(食事療養)を掛け10円未満を四捨五入)、1食ごとのきざみ点数が90円であるため、2食の場合、180円となります。 労災(1.2倍)(食事療養)は、きざみ値計算識別が「0」であり、数量データを記録しませんが、数量データを記録することも可能です。	食事の記録については、金額として記録します。	-
216	第9章 2(9)例2]	「6月6日から6月8日までの朝・昼・夕に食事を提供」する場合の例を追加しました。	-	-